

## Q&A集

### ◇対象事業所について

Q1	どのような施設が対象ですか？
A1	都内に所在する障害福祉サービス等を提供する民間の事業所で、区市町村長による福祉避難所の指定を受けている、又は、区市町村と福祉避難所として災害時応援協定を締結している施設が対象です。ただし、国又は地方公共団体が設置する事業所（指定管理者が管理するものを含む）等は除きます。詳細は、要綱の「障害福祉サービス等の種類」をご覧ください。
Q2	福祉避難所の指定を受けたり、災害時応援協定を締結するにはどうすればいいのですか？
A2	区市町村長による指定又は区市町村との締結になりますので、事業所所在地の区市町村における障害保健福祉主管課にお問い合わせください。
Q3	区市町村からの要請により、安否確認等を行ったり、福祉避難所へ赴き対応する等、災害時の支援協定を区市町村と締結していますが、対象となりますか？
A3	災害時に障害者などの要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所（福祉避難所・福祉救護所・二次避難所等）として、区市町村長による指定等を受けている事業所が助成対象となります。安否確認等の支援協定については対象外です。
Q4	基準該当サービスを運営している事業所は対象となりますか？
A4	障害者総合支援法第30条第1項第2号に規定する「基準該当障害福祉サービス」及び児童福祉法第21条の5の4第1項第2号に規定する「基準該当通所支援」を運営している事業所は対象となりません。
Q5	共生型サービスを運営している事業所は対象となりますか？
A5	障害者総合支援法第41条の2第1項の規定による「共生型障害福祉サービス」及び児童福祉法第21条の5の17第1項の規定による「共生型通所支援」を運営している事業所は対象となりません。

### ◇対象者及び宿舎について

Q6	対象事業所に勤務する職員であれば、誰でも助成対象者になりますか？
A6	助成対象となる入居者は、 <b>直接支援及び相談支援の業務に従事する者、サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達管理責任者で、災害対策上の業務に従事する者</b> です。ただし、当該事業所の経営に携わる法人の役員は除きます。
Q7	「直接支援及び相談支援の業務に従事する者」とは、具体的にどのような職種がありますか？
A7	ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員、相談支援専門員等です。 なお、看護師や理学療法士等として対象事業所に配置されている職員は助成対象となりません。
Q8	「当該事業所の経営に携わる法人の役員」は対象外とのことですが、管理者（施設長）は対象とならないのですか？
A8	管理者（施設長）等であっても、 <b>上記A6に記載の職種</b> として対象事業所に配置されている職員については対象となります。
Q9	非常勤職員も対象となりますか？
A9	非常勤職員でも、常勤職員に準じた就労形態 <sup>*</sup> で災害対策上の業務に従事する者であれば対象となります。 <sup>*</sup> 当該事業所の常勤職員一週あたりの勤務時間の5割以上が目安となります。例えば、常勤職員の一週あたりの勤務時間が40時間であった場合、当該非常勤職員の一週あたりの勤務時間が20時間以上であれば対象となります。
Q10	「災害対策上の業務に従事する者」とは、法人と災害時対応協定等を結んでいる必要がありますか？
A10	法人と職員間で入居契約を結んでいただき、財団には「入居確認及び雇用証明書」を提出していただきます。（災害対策上の業務に従事することが明記されています。）

Q11	福祉避難所に指定されている生活介護事業所と、福祉避難所の指定を受けていない共同生活援助事業所（生活介護事業所とは別の所在地）とで兼務している職員は、対象となりますか？
A11	主たる勤務先が福祉避難所に指定されている施設で、当該職員が直接支援及び相談支援の業務に従事する者、サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達管理責任者として配置されており、災害対策上の業務に従事する者であれば対象となります。
Q12	当該職員に住居手当を支給している場合はどうなりますか？
A12	住居手当を支給している場合は対象外です。借り上げ宿舎への入居中は、住居手当を不支給（停止）とした場合は対象となります。提出書類についてはQ55を参照してください。
Q13	単身者のみを対象としていますか？
A13	単身者に限った支援ではありませんので、同居人がいても対象となります。ただし、同一世帯の世帯員が住居手当を受給している場合は、助成対象外となります。
Q14	借り上げ宿舎に入居していた職員が、助成対象外の職種（看護師等）に変更となった場合や、対象職員が入居中に助成対象外の事業所に人事異動となった場合はどうなりますか？
A14	対象外の職種や事業所に変更（異動）となった場合、助成の対象から外れます。同じ宿舎で継続して助成を受けようとする場合は、入居者の変更を行う必要があります。また、助成対象となる別の宿舎がある場合は、宿舎の変更を行うこともできます。
Q15	外国人が居住する場合においても助成対象となりますか？
A15	国籍は問いません。災害対策上の業務に従事する者であれば対象となります。
Q16	助成対象期間中に対象入居者の変更を行った場合でも、引き続き助成対象として認められますか？
A16	退職等の事由により入居者が変更となった場合でも、引き続き助成対象となります。ただし、助成対象期間は当初に助成対象と認められた月を起点として4年（48月）までとなります。
Q17	当施設には対象職員が7名います。7戸分の助成金が受給できますか？
A17	できません。 1福祉避難所当たり4戸までとなります。
Q18	当施設は1つの福祉避難所内で複数の障害福祉サービスを運営していますが、サービスごとに4戸まで申請できますか？
A18	福祉避難所の協定書等により判断しますので、個別にご相談ください。
Q19	戸建て住宅を借り上げ、対象職員3名が居住していますが、この場合3戸分の助成金が受給できますか？
A19	できません。 戸建て住宅の場合は1戸とみなしますので、対象となる入居者が3名いても1戸分の助成となります。
Q20	シェアハウスのような1戸に複数名が暮らす場合はどのように取り扱いますか？
A20	入居者が複数の場合でも、1賃貸借契約につき1戸とみなしますので、1戸分の助成となります。 なお、助成対象額の積算は居住実態に応じて異なりますので、個別にご相談ください。
Q21	当法人が所有している宿舎は対象となりますか？
A21	なりません。 法人及び当該事業所の経営に携わる法人の役員が所有する物件は、対象外です。
Q22	過去から継続して法人が借り上げている宿舎も助成対象となりますか？
A22	平成30年度（平成30年4月1日）以降に法人が借り上げている宿舎が助成対象となります。
Q23	事業所の近隣は賃料が高いため、電車で45分のところに宿舎を借り上げました。この宿舎は助成対象となりますか？
A23	災害時の対応を目的としているため、緊急時に徒歩等で通所可能な距離、具体的には事業所の半径10キロメートル圏内（直線距離）の宿舎が対象となります。

Q24	借り上げ宿舎の所在地が東京都外ですが、対象となりますか？
A24	宿舎が事業所の半径10キロメートル圏内であれば、都外であっても対象となります。
Q25	災害時に駆けつけられるよう、当社の役員が施設の近隣に宿舎を借りることにしました。この宿舎も助成対象となりますか？
A25	対象施設の経営に携わる法人の役員の宿舎は対象外です。
Q26	入居の確認はどのようにするのですか？
A26	事業計画書提出時に公的機関による証明として住民票の写しを提出していただきます。また、実績報告時には「実績報告時雇用状況等報告書」を提出していただきます。
Q27	単身赴任のため、借り上げ宿舎に住所変更等の届出（転入届等）をしていませんが、届出をしなければなりませんか？
A27	住民票によって入居の確認がとれるものに限り助成対象となりますので、借り上げ宿舎の住所地に、すみやかに住所変更等の届出をしてください。
Q28	助成対象期間中に借り上げ宿舎を変更した場合でも、引き続き助成対象として認められますか？
A28	契約更新ができない等の事由により借り上げ宿舎を変更した場合でも、引き続き助成対象となります。ただし、助成対象期間は当初に助成対象と認められた月を起点として4年（48月）までとなります。

#### ◇助成対象期間について

Q29	助成対象期間の上限はありますか？
A29	あります。 宿舎1戸当たり4年が上限です。年度に関わらず、助成開始日から4年間（48月分）が助成対象期間となります。例えば、助成開始日が令和2年4月15日の場合、令和2年4月分から令和6年3月分までの助成となります。ただし、交付の申請は1年毎に行っていただきます。
Q30	助成期間の開始日と終了日はいつになりますか？
A30	助成期間開始日は、次の（①～③の）日付のうち一番遅い日以降となります。 終了日は、当該年度末日（3月31日）となります。 ①対象入居者の採用日 ②賃貸借契約期間の開始日 ③住民票に記載されている住定日（転入日、転居日等） なお、前年度より継続している宿舎の助成期間開始日は、当該年度初日（4月1日）となります。
Q31	助成対象期間中に転居し、転居先も借り上げ宿舎としていますが、引き続き助成対象となりますか？
A31	なります。ただし、助成対象期間は当初に助成対象と認められた月を起点として4年（48月）までとなります。
Q32	借り上げた宿舎から助成対象者が退去し、次の対象者が入居するまでの3か月間、空室期間が発生しました。この空室期間は助成対象期間に含まれますか？
A32	含まれます。 なお、入居者がいない状況であるため、その間の助成金は交付されません。
Q33	令和2年4月分の賃料は令和2年3月に支払い済みで、領収書の日付が前年度となっていますが、今年度（令和2年度）の助成金の対象となりますか？
A33	なります。 当該年度の入居期間に係る経費を対象とするため、4月分の賃料を3月（前年度）に支払った場合も、助成対象とします。ただし、証拠書類には本年度の経費であることが明記されていることが必要です。 なお、礼金の扱いについても同様です。
Q34	月の途中で賃貸借契約を結びましたが、助成額はどのようになりますか？
A34	実際に支払った額と日割り計算された額 <sup>*</sup> の少ない方と、助成基準額（1戸当たり月82,000円）を比較し、少ない方の額に8分の7を乗じた金額を助成します。なお、共益費（管理費）の扱いについても同様です。  ※日割り計算：月額賃料をその月の日数で除して日額（小数点以下切り捨て）を求め、その日額に実際の入居日数を乗じます。必ず記入例を読んで算出してください。

Q35	職員が9月途中で退職し宿舎から退去するため、賃貸借契約を解除しました。9月分の賃料は日割りで支払いますが、その場合の助成額はどうなりますか？
A35	実際に支払った額と日割り計算された額の少ない方と、助成基準額を比較し、少ない方の額に8分の7を乗じた金額を助成します。
Q36	職員が9月途中で退職し宿舎から退去しましたが、宿舎はそのまま借り上げているため、賃料が引き続き発生します。その場合の助成額はどうなりますか？
A36	職員が入居していることが要件ですので、退職した日の翌日からは助成対象外となります。9月分は日割りとなり、入居していた日数分の日割り計算された額と助成基準額を比較し、少ない方の額に8分の7を乗じた金額を助成します。
Q37	借り上げ宿舎に居住している職員が産休・育休をとった場合はどうなりますか？
A37	災害上の業務に従事する職員であることを要件としていますので、休職・休業が1か月以上の長期にわたる場合は対象外です。また、同様の理由から長期にわたる病欠等の職員も対象外となります。
Q38	7月1日付採用の職員ですが、6月中に借り上げ宿舎に入居を開始している場合、6月分は対象となりますか？
A38	採用前の入居期間については助成対象外です。

### ◇対象経費、助成金及び対象額について

〈助成額は1,000円未満切り捨てです〉

Q39	入居者も賃料を一部負担することになりますが、賃料の全額が助成対象経費となるのですか？
A39	入居者負担分を除いた額が助成対象経費となります。
Q40	1戸当たり月額82,000円までとは、助成金が82,000円出るのですか？
A40	当該年度に対象法人が支出した経費（助成対象経費）が助成対象となりますが、助成対象経費と助成基準額（1戸当たり月82,000円）を比較し、少ない方の額に8分の7を乗じた金額を助成します。助成対象経費より助成額を差し引いた額が法人負担額となります。
Q41	借り上げ宿舎の賃料以外に助成対象となる経費はありますか？
A41	共益費（管理費）、礼金及び更新料が対象となります。 なお、敷金、仲介手数料、保証金、火災保険料、環境維持費、鍵交換費用、更新手数料等は対象外です。 （共益費及び管理費は別の文言で表現されることがあります。対象の可否について不明な場合には個別にご相談ください。）
Q42	一括で支払っている礼金等は、助成金申請時にどのように計算しますか？
A42	当該年度に一括で支払った礼金等については、当該年度内の助成対象の月数で礼金等を除いた額を助成対象の各月に振り分けます。 【例1】助成期間開始の月が9月で、8月に礼金180,000円を支払った場合 180,000円を当該年度内の助成対象月数（9月～3月の7か月）で除した額25,714円（小数点以下切り捨て）を各月の助成対象経費に加えます。 【例2】助成期間が1年間で、10月に更新料180,000円を支払った場合 180,000円を当該年度内の助成対象月数（4～3月の12か月）で除した額15,000円（小数点以下切り捨て）を各月の助成対象経費に加えます。

### ◇申請・報告について

Q43	助成金交付決定までにどのような手続きがあるのですか？
A43	まず、事業計画書をご提出いただきます。財団が審査を行い、内示額を決定し連絡をします。内示を受けた法人は助成金交付申請書をご提出ください。財団が審査を行い、助成金の交付決定を行います。
Q44	まだ職員も宿舎も決まっていないので、12月の申請時に書類を提出すればいいですか？
A44	事業計画書の提出がない場合は申請ができません。予定でも事業計画書は受け付けますので、まずは事業計画書をご提出いただき、内示を受けてください。内示を受けた法人のみが助成金の申請ができます。

Q45	新規開設施設について、開設と同時に区市町村より福祉避難所の指定を受けた場合、年度途中でであっても申請は可能ですか？また、施設開設前から申請手続きは可能ですか？
A45	年度の途中や開設前であっても、予定として事業計画書の提出は可能です。事業計画書に基づき内示額を決定しますが、助成額は内示額を超えられないため、事業計画書作成時にはご注意ください。
Q46	実績報告とはどのようなものですか？
A46	実績報告により助成対象経費を支払ったこと及び助成金の支給要件を満たしている状況であったこと等を確認します。助成金交付要綱で定めた必要書類を提出してください。
Q47	事業計画提出時から実績報告までの間に必要となる提出書類はどのようなものがありますか？
A47	要綱及び手引で定められている様式のほか、「福祉避難所」であることを確認できる書類、住民票の写し等の書類が必要です。詳細は、手引に記載している各時点の提出書類一覧でご確認ください。
Q48	事業計画提出時には該当の職員がいませんが、今年度中に採用して、借り上げ宿舎に居住する予定です。この場合、申請はできますか？
A48	申請できます。ただし、未入居の期間は対象外です。

#### ◇交付について

Q49	助成金はいつ交付されますか？
A49	令和3年4月末から5月初旬頃を予定しています。確定払いを行うため、実績報告後の交付となります。
Q50	助成額はいつわかりますか？
A50	令和3年2月中旬の交付決定時となります。ただし、交付決定の条件から変更があった場合には、助成額が交付予定額の範囲内で変更になることがあります。

#### ◇その他

Q51	賃貸借契約の名義は法人名義でなければいけませんか？
A51	お見込みのとおりです。職員の個人名義で賃貸借契約を締結している場合は法人名義への契約変更が必要となります。
Q52	区で行っている借り上げ宿舎助成金制度と重複して、助成金を受けることができますか？
A52	できません。助成対象経費が重複してしまうこととなるため、どちらか一方を選択してください。
Q53	提出する住民票に必要となる記載事項は何ですか？
A53	借り上げ宿舎に入居していることを住民票により確認しますので、 <u>氏名・生年月日・性別・住所・住所を定めた日（転入日等）が記載されている本人のみの住民票（個人票・世帯一部等）</u> を取得してください。なお、個人番号（マイナンバー）、住民票コード（住基ネットの番号）、本籍地、筆頭者の記載がないものをご用意ください。これらの記載があるものは受け付けできません。
Q54	助成金対象となった場合、借り上げ宿舎に居住する職員の所得税はどうなりますか？
A54	職員の自己負担額等により課税・非課税の扱いが異なりますので、お近くの税務署にご相談いただくか、国税庁のホームページ（タックスアンサー）でご確認ください。
Q55	給与規程に「借り上げ宿舎に居住している者には住居手当を支払わない」等の記載がなければいけませんか？
A55	給与規程に住居手当支給の有無について明記されている必要はありません。住居手当の支給がないことは、「入居確認及び雇用証明書」及び「法人代表者による誓約書」、賃金台帳（写し）等により確認します。